

CHH

の昭和二十三年度における歳入不足

吉君紹介（第二七号）

一二二 取引高税廃止に関する請願

三四 取引高税に関する請願（櫻内）

二五号

- 四七 織物消費税の軽減並びに織物
價格差益金等に関する請願(植原
悦二郎君紹介)(第四三六号)
- 四八 ラジオ受信機類に対する物品
税軽減の請願(山本猛夫君紹介)
(第四四六号)
- 四九 学童用算盤に対する物品税輕
減の請願(田中源三郎君紹介)(第
四五〇号)
- 五〇 清涼飲料水に対する課税輕減
等の請願(早稻田柳右エ門君紹介)
(第四五九号)
- 五一 写真技術家に対する取引高税
免除の請願(早稻田柳右エ門君紹
介)(第五一六号)
- 五二 取引高税廃止に関する請願外
一件(佐々木盛雄君紹介)(第五二
〇号)
- 五三 外食食堂業に対する取引高
税廃止の請願(赤松勇君紹介)(第
五二一号)
- 五四 医薬品類に対する取引高税免
除の請願(早稻田柳右エ門君紹介)
(第五二八号)
- 五五 織物消費税の軽減並びに織物
價格差益金等に関する請願(神山榮
一君紹介)(第五七五号)
- 五六 給與所得税源泉徴収納付代行
に関する請願(山花秀雄君紹介)
(第五七六号)
- 五七 石川町に税務署設置の請願
(山下春江君紹介)(第六二四号)
- 五八 旧松戸陸軍工兵学校施設を新
制中学に拂下の請願(澁谷雄太郎
君外二名紹介)(第六四一号)
- 五九 茶に対する物品税撤廃の請願
(岡野繁藏君外百七十六名紹介)
(第六四六号)
- 六〇 取引高税廃止に関する請願
- (坂本實君紹介)(第六四七号)
- 六一 人工甘味料に対する物品税引
下の請願(有田二郎君紹介)(第六
四八号)
- 六二 平釜式塩田助成の請願(豊澤
豊雄君紹介)(第六六三号)
- 陳情書
- 一 人工甘味料に対する物品税輕減
の陳情書(人工甘味料製造業者代
表日新化学工業株式会社)(第一
号)
- 二 國庫補助金の支出に関する陳情
書(中野五郎正副土木委員長会委
員長衣笠直市外四名)(第二号)
- 三 農業所得税輕減に関する陳情書
(石川縣知事柴野和喜夫)(第四四
号)
- 四 はり、きゆう業者に対する特別
所得税課税反対の陳情書(大阪市
北区此花町二丁目大阪府鍼灸医会
長森田胤夫外五十七名)(第五八
号)
- 五 主食の超過供出を課税対象より
除外の陳情書(福岡縣議會議長稻
員稔)(第六八号)
- 六 医薬品に対する取引高税撤廃の
陳情書(東京都中央区日本橋本町
三丁目十二番地医薬品販賣業者協
会)(第八〇号)
- 七 町村吏員の暫定給與支拂政府資
金償還免除の陳情書外七件(茨城
縣多賀郡華川村長鈴木庄作外七
名)(第八三三三)
- 八 徵税に関する陳情書(近畿商工
會議所連合會長杉道助)(第八七
号)
- 九 医薬品に対する取引高税撤廃の
陳情書(兵庫縣医薬品等地販賣會
- 長三宅健太郎外三十八名)(第一三
八号)
- 一〇 遊興飲食税の均衡に関する
陳情書(東京都中央区築地五丁目
一番地全國料理飲食製茶業組合連
盟會長宮澤清治郎)(第二〇六号)
- 一一 一種苗に対する取引高税免除の
陳情書(帝國種苗製産株式會社專
務取締役鈴木館太郎外十名)(第二
〇八号)
- 一二 引揚者に対する特別融資継続
の陳情書外三件(大分縣海外引揚
者團體連盟會長首藤定外六名)(第
二一一号)
- 一三 加工水産物に対する取引高税
撤廃の陳情書外二件(全國加工水
産團體連盟會長井出正孝外五名)
(第二二二号)
- 一四 医薬品類に対する取引高税免
除の陳情書(全國小賣藥業團體連
盟委員長伊藤藤外一名)(第二二
八号)
- 一五 加工水産物に対する取引高税
撤廃の陳情書外一件(長崎縣水產
製品集荷販賣組合理事長中村德三
外四名)(第二三八号)
- 一六 商工協同組合に対する取引高
税免除の陳情書(北海道商工会議
所)(第二四七号)
- 一七 引揚者に対する特別融資継続
の陳情書六件(鹿児島縣厚生連盟
會長種子島蕃外六名)(第二五二
号)
- 一八 絹、人絹織物に対する消費税
輕減等に関する陳情書(羽前織物
株式會社社長遠藤虎雄外二名)(第
二五三三)
- 一九 株式消化難対策に関する陳情
書(全國証券業協會連合會理事長
- 小林光次)(第二五七号)
- 二〇 國庫補助金の前渡に関する陳
情書(仙台市長岡崎榮松外十九名)
(第二六九号)
- 二一 地方官公吏給與改正に伴う政
府貸付金償還に関する陳情書(仙
台市長岡崎榮松外十九名)(第二七
六号)
- 二二 引揚者に対する特別融資継続
の陳情書(鹿児島縣厚生連盟末吉
支部松下七二外十七名)(第二九一
号)
- 二三 取引高税廢止に関する陳情書
外一件(旭川商工会議所)(第三二
一号)
- 二四 農業課税に関する陳情書(全
國農民組合福岡縣連合會)(第三二
四号)
- 二五 未出版の著作權に対する相続
税免除の陳情書(日本文藝家協會)
(第三三二一)
- 二六 取引高税廢止に関する陳情書
(久留米商工会議所會頭中原隆三
郎)(第三三五号)
- 二七 同(帶廣商工会議所會頭代理
有田重太郎)(第三三九号)
- 二八 取引高税廢止に関する陳情書
外二件(大津商工会議所會頭小幡
文次郎外一名)(第三五九号)
- 二九 重要農産生産資材に対する取
引高税免除の陳情書(農業復興會
議)(第三六一一)
- 三〇 加工水産物に対する取引高税
撤廃の陳情書(熊本縣加工水産物
荷受機關連合會長堤田實一)(第三
六二二)
- 三一 取引高税廢止に関する陳情書
外二件(能代商工会議所會頭相澤
治一郎外二名)(第三六九号)
- 三二 中小企業振興のため課税減免
及び金融に関する陳情書(岡山縣
商工政治協議會委員長長寺岡健三
郎)(第三七一七)
- 三三 取引高税廢止に関する陳情書
外三件(宇治山田商工会議所會頭
西田一雄外三名)(第三七二二)
- 三四 中小企業金融難対策に関す
る陳情書(東京實業協會會長中野金
次郎)(第三七六六)
- 三五 取引高税廢止に関する陳情書
(四日市商工会議所會頭九鬼紋十
郎)(第三七八八)
- 三六 取引高税廢止に関する陳情書
外二件(岡山商工会議所會頭伊原
伍朗外五百九十名)(第三八一八)
- 三七 取引高税廢止に関する陳情書
外一件(富山縣商工会議所會頭米
田元吉郎外一名)(第三九二二)
- 三八 取引高税廢止に関する陳情書
外三件(岡山縣商工政治協議會倉
敷支部長角田加登一外四千四百十
八名)(第四〇一)
- 三九 高崎地方專賣局高田出張所復
活の陳情書(新潟縣高田市長關威
雄)(第四〇三)
- 四〇 絹、人絹織物に対する消費税
輕減等に関する陳情書(福井縣織
物工業協同組合理事長加藤尚外百
五十二名)(第四一〇)
- 四一 所得税の更正決定に関する陳
情書(茨城縣商工会議所會頭竹内
勇之助)(第四一一)
- 四二 香川縣の塩業対策に関する陳
情書(香川縣議會議長大久保雅彦)
(第四一八)
- 四三 中小企業に対する復興金融金
庫融資に関する陳情書(山形縣商

工会議所連合会長矢野善助(第四一九号)

四四 引揚者に対する特別融資継続の陳情書外一件(鹿児島市西千石町六十二番地岩崎政雄外一名)(第四二五号)

四五 所得税法改正に関する陳情書(埼玉県農業復興会議)(第四二九号)

四六 四國地方の塩業対策に関する陳情書(日本商工会議所)(第四三一号)

四七 取引高税廃止に関する陳情書外六件(岐阜商工会議所会頭佐藤潔外四万五千名)(第四三五号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

日本専賣公社法案を議題といたしまして採決に入ります。採決に入ります前に先ほど修正案を提出せられました川合委員より訂正の申出がありましたので、この際川合委員の発言を許可いたします。川合君。

○川合委員 先ほど討論の際、日本専賣公社法案修正案を提出いたしました。が、そのうちの以下の二條の修正に對しましては原案通りにいたします。

すなわち「第十二條を次のごとく改む」以下省略します。また第四十五條2の「うち命令をすることが出来る。」の次に「但し云々とありますが、これらの二條は原案のまま認めることにして、この十二條及び四十五條の修正案は都合により撤回することにいたします。さよう御了承願います。

○島村委員長 まず川合彰武君提出の社会党、民主党、國協党の共同提案になる修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立少数。よつて本修正案は否決されました。

暫時休憩いたします。

午前四時三十分休憩

午前五時一分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま本委員会におきまして審査を終わりました日本専賣公社法案につきましても、これを再議に付したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないようでありますから、本案につきまして再議に付することにいたします。それでは日本専賣公社法案を議題といたし採決に入ります。まず川合彰武君提出の社会党、民主党、國協党の共同提案になる修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。(拍手)

次にただいまの修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

○島村委員長 起立多数。よつて本修正案は修正可決されました。

○島村委員長 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する質疑に入ります。

○大上委員 本案につきましては質疑を打ち切れ、討論を省略の上、ただちに採決に入られんことを望みます。

○島村委員長 大上君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。

討論を省略いたしましたので採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。――休憩いたします。

午前五時七分休憩

午前五時十分開議

○島村委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案の採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立多数。よつて本修正案は可決確定いたしました。(拍手)

休憩いたします。

午前五時十一分休憩

午後三時五十二分開議

〔以下筆記〕

○大上委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

昨二十九日本委員会に付託に相成りました大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、砂糖消費税法等の一部を改正する法律案、製造たばこの定額の決定又は改正に関する法律の一部を改正する法律案及び復興金融庫法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題とし、まず政府の説明を求めます。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案

砂糖消費税法等の一部を改正する法律

第一條 砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「二千三百円」を「二千円」に、「七百円」を「九百円」に改める。

第十一條及び第十二條ノ二中「煉乳」の下に「若ハ育兒食」を加える。

第十二條ノ三中「煉乳又ハ」を「煉乳若ハ育兒食又ハ」に、「煉乳ノ製造者」を「煉乳又ハ育兒食ノ製造者」に改める。

第二條 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項「一万二千円」を「六千円」に改める。

第三條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「砂糖消費税」を削る。

第十一條を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税又は物品税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、同一人が

昭和二十二年十二月一日以後開税
法明治三十二年法律第六十一号)

第四百條の規定により外國とみな
す地域から輸入した砂糖(昭和二十
二年十二月一日以後昭和二十三年
十二月十六日までの間に人工若し
くは混合栄養食を製造するため配
給されたものを除く。)又はこれ
を原料として製造した砂糖、糖
みつ若しくは糖水(以下輸入砂糖
等という。)を各種類を通じて合
計二百斤以上所持する場合におい
ては、その者が、この法律施行の
日に、これを製造場から引き取つ
たものとみなして、砂糖消費税を
課する。この場合においては、その
税額が二万円以下のときは、昭和
二十四年一月三十一日限り、一万
円をこえるときは、左の区分によ
り、その税額を各月に等分して、そ
の月末日限り徴収する。

税額一万円をこえるとき
昭和二十四年一月及び二月
税額五万円をこえるとき
同年一月から三月まで
税額十万円をこえるとき
同年一月から四月まで

製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を所持する者は、そ
の所持する輸入砂糖等の種別、数
量及び貯蔵の場所を、この法律施
行後一月以内に所轄税務署に申告
しなければならない。

5 製造場又は保税地域以外の場所
で輸入砂糖等を砂糖消費税法第五
條第一項に規定する目的のため又
は同法第十一條第一項に規定する
用に供するため所持する場合にお

いて所轄税務署長の承認を受けた
ときは、第三項の規定にかかわら
ず、その輸入砂糖等は、その承認
を受けたときにおいて同法第五條
又は第十一條の規定による承認を
受けて引き取つたものとみなす。

6 前項の承認を受けようとする者
は、この法律施行後一月以内にそ
の旨並びにその所持する輸入砂糖
等の種別、数量及び貯蔵の場所を
記載した申請書を所轄税務署に提
出しなければならない。

7 この法律施行の日までに輸入さ
れた輸入砂糖等のうち自己の生活
上消費する者に対して食糧配給公
團が食糧管理法(昭和十七年法律
第四十号)の規定により配給する
砂糖消費税法第三條第一号に掲げ
る砂糖については、租税特別措置
法第十一條の改正規定にかかわら
ず、なお従前の例による。その場
合においては、第三項の規定は適
用しない。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

復興金融庫法の一部を改正す
る法律案
復興金融庫法の一部を改正す
る法律案

復興金融庫法(昭和二十一年法
律第三十四号)の一部を次のよう
に改正する。
第三條及び第四條第一項中「千
三百五十億円」を「千四百五十億
円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

〇塚田政府委員 たいだいま議題となり
ました四法律案のうち、最初に大蔵省
預金部特別会計外二特別会計の昭和二
十三年度における歳入不足補てんのた
めの一般会計から繰入金に関する
法律の一部を改正する法律案について
提案の理由を御説明申し上げます。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計
の昭和二十三年度における歳入不足補
てんのための一般会計から繰入金
に関する法律によりますれば、大蔵省
預金部特別会計、國有鉄道事業特別会
計及び通信事業特別会計に対して、そ
の昭和二十三年度における歳入不足に
つきましては、それ〴〵四十五億七千
九百九十七万九千円、二百九十一億七
千四百万円、六十億二千六百万円を限
度として、一般会計から繰入金をする
ことができることになっております。

ところが今回提案にかかる昭和二十三
年度特別会計予算補正特第一号に計上
いたしました政府職員に対する給与改

善に要する経費につきまして、國有鉄
道事業特別会計におきましてはさらに
十一億五百六十九万五千円、通信事業
特別会計におきましてはさらに九億四
十三万七千円、歳入不足を生じ、また
食糧管理特別会計におきましても今回
の給与改善等の措置に伴ひまして、新
たに十二億八千八百三十五万二千円、の歳
入不足を生ずることになり、しかもこ
れらの特別会計の本年度における收支
の状況にかんがみまして、この歳入不
足は一般会計から補足する必要があり
ますので、法律第十八号に規定してあ
ります繰入金の限度額を國有鉄道、通
信の各特別会計につき、その歳入不足
額だけ増額し、また食糧管理特別会計
につきましては新たに不足額の繰入れ
ができることを規定する必要があるの
であります。

大蔵省預金部特別会計におきまして
は、その保有する軍事公債の利子収入
が本年七月以降分として約四億七千万
円を見込むことができるようになりま
した等のため、今回の給与改善に要す
る経費をまかないましても、なお四億
三千三百九十五万三千円の余りが生ず
る予定でありますので、法律第十八号
に規定してあります一般会計からの繰
入金の限度額を、右の額だけ減額する
必要があるものであります。

以上理由によりまして法律第十八
号につき所要の改正をするため、この
法律案を提出いたしました次第でありま
す。何とぞ御審議の上すみやかに御賛
成あらんことをお願いいたします。

次に砂糖消費税法等の一部を改正す
る法律案について提案の理由を御説明
いたします。

まず政府は今回公務員の給与水準の
一挙に従来の五倍に引上げたのであり

引上げに伴う経費その他必要な経費の
増加により、補正予算を提出したので
あります。その財源の一部に充てる
ため輸入砂糖に対する課税を復活する
こととしたのであります。すなわち輸
入砂糖につきましては、それが主要食
糧として配給されることにかんがみ、
特に砂糖消費税を課さないこととし、
第二國會によつて租税特別措置法の一
部を改正し、本年七月七日から施行し
たのであります。その後の食糧事情
の好轉により、去る十日をもつて、主
要食糧としての砂糖の配給は停止され
ることとなりましたので、ここに右の
租税特別措置法をさらに改正し、輸入砂
糖に対する非課税の措置を廃止しよう
とするものであります。しかしながら
砂糖はなお調味料として配給されるこ
となつておりますので、その消費者
価格を適正にする必要を認めまして、
従来の砂糖消費税の税率を若干引下げ
ることとしたのであります。なお
練乳製造の用に供せられる砂糖は従来
免税されておりましたが、それと同様の
性質を持つ育児食の製造の用に供せら
れる砂糖に対しましては免税すること
といたしますとともに、主要食糧とし
ての配給は十月をもつて停止されまし
たが、いまだその配給が完了してはお
りませんので、その分に対しましては従
来通り非課税としております。

次に、サツカリン及びソルチンに対
する物品税を引下げることにいたしま
した。すなわちサツカリン及びソルチ
ンは終戦後の甘味の不足を補うものと
して一般から強く要望され、その価格
がきわめて高價なものとなりましたの
で、第一國會におきましてその税率を

一挙に従来の五倍に引上げたのであり

一挙に従来の五倍に引上げたのであり

一挙に従来の五倍に引上げたのであり

一挙に従来の五倍に引上げたのであり

ます、その後砂糖の供給が増加して参りましたので、サッカリン及びブツルの価格が下落し、現在の税負担に堪えることが困難となり、その生産に大なる支障を来すとともに、種々の弊害を生じておりますので、今回その税率を適正に引下げることとしたのであります。

今回の改正によりまして、砂糖消費税において本年度約三十億円の増収となる見込みであります。物品税におきましては現在までの課税実績及び税率の軽減による供給の増加を考慮に入れますと、予算額に対し減収はない見込みであります。何とぞ御審議の上すみやかに協賛を與えられんことを希望する次第であります。

次に製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府は昭和二十三年度専賣益金として九百四十三億円を計上し、この益金を確保するため、あらゆる努力を傾注して極力たばこの賣れ行き増進をはかつて参つたのでありますが、四月から十月までの七箇月間における煙草賣上高は四百九十八億円でありまして、計画に比し九三%の成績であり、本年度たばこ賣上予算千二百二十一億円の四四%を賣上げたにすぎないのであります。かかる煙草の賣れ行き不振は、主としてビースが当初予定した通りの賣れ行きを示さなかつたことに起因するものであります。このまま推移いたしますと、かなりの専賣收入減を来すことと相なりますので、政府は当初のたばこ販賣計画の内容を修正することといたし、ビースの販賣數量を減少してこれ

にかえ光、鰯等の増産を計画し、これが賣抜きに邁進することとしたのであります。ただこのような対策を講じ、賣れ行き増進に努力いたしましても、なお遺憾ながら本年度専賣益金において予算に比し、約三十億円に近い不足を生ずるおそれがあるのであります。

國家財源の極度に逼迫している現状におきましては、右の不足を克服いたしまして、専賣益金九百四十三億円をぜひとも確保する必要がありますので、ここに政府は配給たばこの値上げを断行いたしたいと考え、財政法第三條の規定によりこの法律案を提案いたしました次第であります。

本案の配給たばこの値上案の内容は、きんし十本当り、現在十一円を十五円に、みのり十グラム当り十円を十五円に、のぞみ十グラム当り九円を十一円に、それら値上げすることでありまして、明年一月以降実施するとして、本年度約三十億円の増収を計上することができるのであります。

今回の配給たばこの定價改定案は、財政收入確保のためやむを得ない値上案でありますので、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを切望いたします。

次に復興金融庫法のの一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

復興金融庫法の改正につきましては、すでに数次にわたり國會の御審議をお願いして来たところであります。が、今回さらに資本金増加のため同法の一部改正法律案を提案した次第であります。

御承知のように復興金融庫の資本

金は、去る七月に九百億円より千三百五十億円に増加いたしましたのであります。が、その際に申述べましたようにこの資本金は、おおよそ十二月までに必要とする資金をまかなうためのものでありまして、最近の貸出の状況より達観いたしますときは、本年末より明年に繰越し得る債券発行余力は、なお相当程度あると予想されるのであります。けれども、本年度末までの所要資金をまかなうために、今回さらに百億円を増資いたしまして、資本金を千四百五十億円といたすことが、必要となつて参つたのであります。

復興金融庫の資本金がかくのごとく巨額の金額に増高いたしますにつきますと、通貨金融面に対する並々な影響にもかんがみまして、國會初め各方面より種々御意見ないし御要望を承つておるところであります。が、もとよりこの点につきましては、關係者一同深く留意し、いやくも放漫に流れることのないよう細心の注意と努力をいたして参つたのであります。が、今後の融資にあたりましては、なお一層、國家資金の取扱にいやが上にも慎重を期すると同時に、復興金融庫の組織運営の上においても、適正確実な融資の行われ得るような体制を整備すべく、鋭意準備中であります。

復興金融庫の融資は、昨今依然として増加の傾向をたどり、十月末現在、一般産業、公團を合せて、九百七十三億円を突破するに至つております。これが増加の理由を按じますと、まず産業界の資金需要の面から申し上げれば、経済再建の根幹たる石炭、鉄鋼、肥料等の重点産業を始め、その他産業における生産設備の復旧補修

拡張等の計画が依然順調に進捗しております。かたゞ本年七月には物價補正の行われた關係もありまして、各種企業の資金需要はいよいよ巨額を加えて参つてゐるのであります。しかしながら公團につきましては、本年六月より全公團につき公團認定手形の制度を設け、市中銀行の蓄積資金の大幅の活用を期したのであります。これが予期以上の成功を収め、建設関係公團を除いた配給公團の運輸資金はむしろ減少の傾向をたどつておるのであります。

他方これら資金の供給面の不安は必ずしも全的に拂拭せられたとは言いがたく、各企業の採算状況は、物價補正によりおおよそ良好になつたとはいへ、先行きの見通し等よりいたしまして、自己資本の調達等は必ずしも容易とは申せない状況であります。また金融機關の蓄積資金も、企業の要求する膨大かつ長期の資金が円滑に供給する余力を十分に持たないのが現状でありまして、これらもろゝの原因が加重して、企業の復金依存の傾向が減少せしめないものと考えられるのであります。しかしながらもとよりかかる復金依存の傾向はすみやかに是正を要するところでありまして、政府といたしましては他の施策と相まち、できうる限り復金融資の節減をはかり、つとめて市中金融機關を活用する方向に推進すべく努力いたしておるのであります。

今般の増資額は、冒頭に申し上げましたように本年度末までの所要資金を充足せしめるためのものであります。第三、四半期の資金貸出の趨勢を見ますと、石炭関係一般設備並びに炭住資金の貸出が、起業許可の關係で相

当遅延しておるほか、ひもつき融資の勵行等により、實際の融資が若干遅延しておりますので、第三、四半期末の債券発行余力、言いがえすれば、第四、四半期において発行し得る債券は、現資本金においても当初予想いたしましたより多額に上ることが予想されるのであります。しかしながらもとよりそのみをもつてしては、先ほど申し述べましたように、巨額に上る産業資金需要をまかない得ないのであります。それゆゑに今般の増資額を加えまして、本年度末までの資金需要に充てんとするものであります。生産計画の進捗と物價補正の影響の本格化等を考慮いたしますときは、はなはだきゆうくつな金額と存するのであります。が、政府といたしましては、この際従来の融資方針を相当修正し、融資にあつては嚴格な査定方針をとるとともに、いわゆる経済三原則の精神を堅持し、あくまで健全金融の方針を貫徹いたしたいと存じております。

次に從來やますれば遺憾の点のあつた復金融資の管理監査回収の問題でございますが、この点につきましては復金の管理監査の両部が中心になりまして、着実な成績を上げております。が、近く官廳が主体となりまして、復金からの借入金一億円を超える八十三商社の監査を嚴重に行ひ、融資金の使用状況の不適當と認められるものについては、断固たる処置をとることといたし、資金の効率的運用に、格段の配慮をいたしたいと存じております。御承知のように、復興金融庫の資金は、ほとんど復金債券の発行によつて調達しておるのであります。債券消化成績のいかんは、直接通貨膨脹に

影響いたしましたるにかんがみ、当事者一同極力これが消化に努力いたしておる次第であります。しかしながら金融界の資金不足により十分の消化成績を上げるに至つていないことはまことに遺憾に存する次第であります。

最後に復興金融庫の組織並びに運営の問題につきましては、金庫設立以來の経緯にかんがみまして、各方面よりの熱心な御意見も十分参酌いたし、関係当事者に問ひて、慎重に検討を行つておるのであります。間もなく成案を得て御披露する日も遠くないものと確信いたしております。

今般提出いたしました復興金融庫法の一部を改正する法律案は、以上の諸種の事情を十分勘案の上、さしあたり本年度末までの資金の最小限度を見込みまして資本金の増額を実行いたすためでありまして、現在の資本金千三百五十億円を百億円増加して、千四百五十億円といたすことを適當と考へたのであります。

以上復興金融庫法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を説明いたしました。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成相なるよう希望いたします。

○大上委員長代理 次にこれより本日の請願日程全部について採否を決定いたします。

○佐藤(観)委員 理事会において決定いたしました通り、本日の請願日程中、第一〇、第一三、第一四、第一六、第一七、第二九、第三〇、第三六、第三七、第四一、第四三、第四四、第五三、第五四及び第五七の各請願を採択の上、内閣に送付すべきものと議決し、残余の請願はいずれも採否の決定を延期せられんことを望みます。

○大上委員長代理 ただいまの佐藤君の動議の通り決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大上委員長代理 御異議はないようでありますのでさよう決定いたします。

○大上委員長代理 次に陳情書の審査の件であります。本委員会に送付いたしました陳情書は四十七件でありまして、その内容を見ますと、今までの委員会における法案及び請願の審査の過程において十分検討いたしましたところありますので、本委員会といたしましては、これらの陳情書の趣旨は十分に了承しておくことにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大上委員長代理 御異議はないようでありますのでさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

〔委員会報告書は本号に掲載すべきところ都合により別冊に一括集録〕